

## I 本報告のポイント

- 非労働者の芸能従事者の安全衛生確保に、改正安衛法（2025年5月改正）がどのような視角をもたらすか、若干のコメントを行う
- おおまかには、
  - ・「場」を管理する者が責任を負うとする建設アスベスト最判の視角の継承
  - ・場面は限られるが、芸能従事者の健康安全確保に番組制作会社等が関与すべきことを明確化した意義
  - ・現場の声を挙げることで、類似の論理を適用可能な場面を探すことが大切

## II 改正安衛法の概要と意義

### 1 改正安衛法の概要（厚労省より報告済み）

※個人事業者等に対する安全衛生対策推進部分について

◆「注文者等」による対策

- ①注文者の責務の範囲の明確化（令和7年5月）
- ②注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（令和8年4月）
- ③建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（令和9年4月）

◆「個人事業者等」自身による対策

- ④機械等の安全の確保（令和9年4月）
- ⑤危険有害業務に関する安全衛生教育（令和9年4月）

◆災害報告制度等

- ⑤個人事業者等と業務上の災害の把握等（令和9年1月）
- ⑥個人事業者等による労働基準監督署への申告（令和8年4月）

+厚労省による災害状況調査制度

※施行時期により、現時点では内容の詳細が明確ではないものも

## 2 法改正の背景

### ◆建設アスベスト神奈川第1陣最判（最一小判令 3.5.17）

アスベスト曝露が人体に及ぶ危険性等に係る安衛法 57 条の表示義務、安衛法 22 条に基づく特化則 38 条の 3 の掲示義務に係る規制権限不行使について、国家賠償が争われた事案  
・「労働者に該当しない者が、労働者と同一場所で働き、健康障害を生ずるおそれのある物を取り扱う場合に、安衛法 57 条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い」

⇒①労働者と②同一の場所で働くフリーランスに安衛法の保護を

## 3 改正法の視点と評価

### ◆全体として

・労働者と共に、同一の場で働いていることを切り口としたフリーランスへの保護拡大  
…比較的危険有害性の高い業務について、場（管理関係）に着目して安衛法の保護範囲を広げたもの

（…安全配慮義務につながる？後述）

…安全衛生確保（の保護法益〔生命、身体、健康 etc.〕）との関係では、事業者等は、同じ場にいるフリーランスと労働者を原則として平等に扱うべき場面があることを明示

・労働者対応の延長——実現可能性あり？

### ◆各論的にみて

- ・複雑・重層的な下請等の関係における、フリーランスの安全衛生確保可能性の拡大
- ・不十分な就業条件明示・情報共有の改善可能性
- ・業務上災害の把握、報告を通じた問題状況の把握⇒国の施策への反映可能性

## III 芸能従事者との関わり

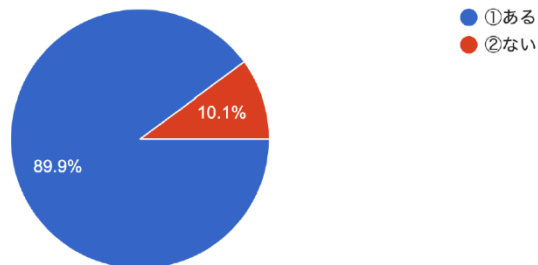
### 1 議論の前提

(1)安全衛生環境が必ずしも十分ではないこと

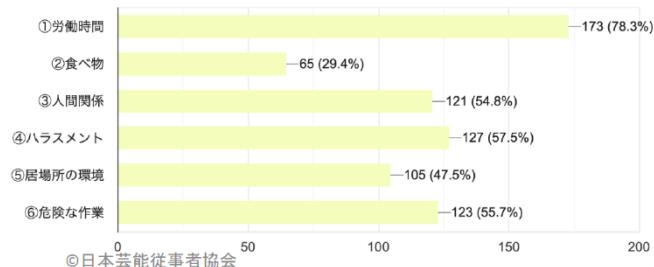
例》フリーランス芸能従事者の労災と安全衛生に関するアンケート 2023（一般社団法人日本芸能従事者協会）

Q14. 仕事上、安全に関して不安に思ったことがありますか  
238 件の回答

芸能従事者  
実態調査アンケート9  
労災と安全衛生2023  
Arts Workers Japan



Q15. どんな不安がありましたか(複数回答可)  
221 件の回答



## (2)安衛法以外の関連ルール

### ◆「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」(2024年)

- ・個人事業者、注文者、個人事業者に契約履行にあたり必要な干渉を行う者に健康管理のための自発的取組を促すためのもの。

《参考》上記ガイドラインを芸能従事者向けに改編したものとして、「芸能従事者の健康管理に関するガイドライン」(日本芸能従事者協会)

- ・ただし、個人事業者等が「自らで健康管理を行うことが基本」であり、これを適切に行うために「注文者等が必要な措置を講じることが同時に重要」という立て付け

### ◆安全配慮義務

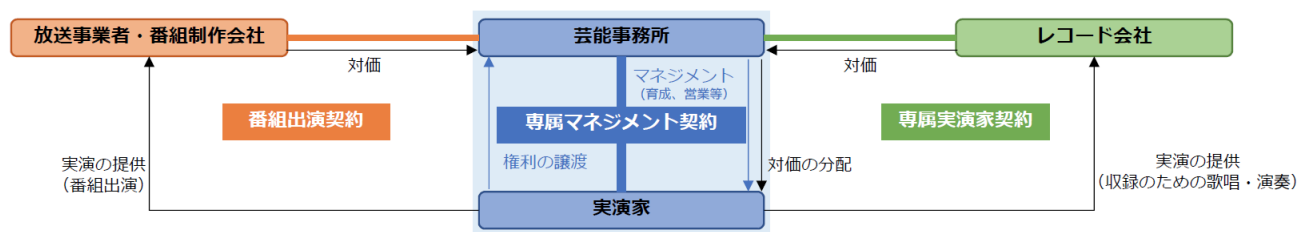
- ・「特別な社会的接触関係」があれば機能する

- ① 役務を提供する際の場所的・物的環境を役務受領者が提供・管理すべき地位にあり、
- ② 指揮監督権を行使するという人的関係が認められる場合  
(最二小判平2・11・8集民161号191頁)

## 2 芸能従事者との関係でもたらされる視角

《全体的に》前述した「改正法の視点と評価」と基本的には同じ効果を芸能従事者との関係でも期待。

◆「芸能事務所」のみならず、「放送事業者・番組制作会社」や「レコード会社」（放送事業者等）が「実演家」（芸能従事者）の安全衛生に責任を持たなければならない場面があることを明確化



例》番組制作会社は、その雇用する撮影スタッフ（労働者）と芸能事務所から派遣された芸能従事者が撮影現場でもともに就業している場合、その芸能従事者に安衛法・安衛令に反しないような安全衛生確保のための必要な指導、連絡調整、違反是正のための指示を行うことを要する

- ✓ 安衛法遵守のための（指揮命令と区別される）指示の積極化の可能性
- ✓ 労働者なら当然の環境がなお実現されていない現場での意義は大きい
- ✓ 対象が限られる…「場」や「平等」のロジックを他の場面で活用できないか？

例》芸能事務所や番組制作会社等の安全配慮義務の存在（「特別な社会的接触関係」）と義務の内容を考えるとときの考慮要素にならないか？

例》健康管理ガイドラインの発想を、「注文者等がそもそも必要な措置を講じなければならないこともある」という発想に寄せられないか？

◆芸能従事者が労基署等に声をあげる可能性を広げる

- ✓ 申告を理由とする不利益取扱の禁止も同時に整備
  - ⇒労基署が問題を認識⇒その集積が国・社会を動かす可能性 …国の災害状況調査
  - ⇒番組制作会社等が問題を認識⇒前述の違反是正のための指示につながる可能性
- ✓ 当事者が少しずつでも声を挙げることの重要性